

須崎市自治基本条例（案）

平成22年5月

須崎市自治基本条例作成市民会議

須崎市自治基本条例

— 目 次 —

前 文	1	第5章 市政運営	
第1章 総 則		第17条 総合計画	10
第1条 目的	2	第18条 運営の原則	10
第2条 最高規範性	2	第19条 健全な財政運営	10
第3条 定義	2	第20条 財政状況等の公表	10
第4条 めざすべきまちの姿	3	第21条 行政評価等	11
第2章 市 民		第22条 説明責任	11
第1節 市民		第23条 情報の公開及び共有	11
第5条 市民の権利	4	第24条 個人情報保護	12
第6条 市民の責務	4	第25条 苦情等に対する救済	12
第7条 事業者の責務	5	第6章 市政への参画	
第8条 子ども	5	第26条 参画の権利	13
第9条 学ぶ機会	5	第27条 住民投票制度	13
第10条 男女共同参画	6	第7章 災害対策	
第2節 コミュニティ等		第28条 災害対策	14
第11条 コミュニティ	6	第8章 環 境	
第12条 地域福祉の向上	6	第29条 環境保全	15
第3章 市議会		第30条 クリーンエネルギー	15
第13条 市議会の責務及び役割	8	第9章 その他	
第14条 市議会議員の責務	8	第31条 条例の見直し	16
第4章 市		第32条 その他	16
第15条 市長の責務	9		
第16条 市職員の責務	9		

前 文

私たちが暮らす須崎市は、昭和29年に須崎町、上分村、多ノ郷村、吾桑村、浦ノ内村の1町4村の合併により誕生した、黒潮流れる太平洋と緑豊かな蟠蛇ヶ森、清流新莊川に抱かれた太陽の光あふれる美しいまちです。

先人たちは、ここに生まれ、学び、働き、暮らし、それぞれの歴史を刻みながらまちの文化を育み、まちは、高幡圏域における産業・交通・物流・情報発信などの拠点として発展してきました。

私たちは、先人たちが力をあわせ、英知とたゆまぬ努力によって創り上げてきたこのまちをより住み良いまちにし、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

同時に、時勢に応じた自治体運営を進めるため、自己決定と自己責任によるまちづくりが求められています。

そのためには、一人ひとりが自らの責任を自覚し、主体的にまちづくりに関わり、市民、市議会、市が一体となって協働によるまちづくりに取り組むことが必要です。

今、私たちは、市民自治の確立と協働によるまちづくりを基本理念とし、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される自立した地域社会の実現をめざし、ここに須崎市の最高規範として須崎市自治基本条例を制定します。

■前文は、この条例を制定するに当たっての背景や考え方を述べています。

【解説】

この地における先人たちの歴史と昭和29年の1町4村の合併による市政誕生以降の幾多の試練や様々な課題を乗り越え積み重ねた半世紀に渡る歴史を踏まえ、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や条例制定の趣旨、目的などを述べています。

私たちのまちは、南は黒潮流れる雄大な太平洋に抱かれ、北は蟠蛇ヶ森の豊かな緑と温暖な山腹に恵まれ、市内には昭和54年に日本で最後にニホンカウソの生息が確認された新莊川などの清流が流れる美しいまちです。この水と緑に恵まれた太陽の光降り注ぐ美しいまちで、生まれ、育ち、まちを愛し、誇りを持って、歴史を刻んできました。

しかし、その一方では、大気・水質汚染や廃棄物の増大、天然資源の減少など、環境問題も生じてきており、その対応により一層の取り組みも求められています。

また、私たちを取り巻く社会情勢の急激な変化は、少子高齢化などの新たな問題も生み出すとともに、地方分権が推進されるなか、社会システムも急激に変化し、私たち市民のあり方、自治体のあり方を見直さなければならない時期を迎えています。

このような社会情勢のなか、私たちは、先人たちによって残された財産と功績を継承して、後世に伝えていくことが使命であり、ともに学び、働き、協力しあって安心して暮らせる住みよいまちの実現のために、次代を担う子どもたちを育て、新たな持続可能なまちづくりを創造していくことが必要です。

そのためには、市民、市議会、市の意識改革はもちろんのこと、市民、市議会及び市の役割を明確化し、市民の自主的な参画と協働によるまちづくりを推進するための指針を定め、それに取り組んでいこうとするものです。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、市民自治の確立と協働によるまちづくりという基本理念にのっとり、市民、市議会及び市の責務や役割等を明らかにし、自治の基本的事項を定めることにより、魅力あふれる地域社会を実現することを目的とします。

■本条は、この条例の制定目的を定めています。

【解説】

第1項◆この条例の目的は、市民が主役の市民自治の確立と協働によるまちづくりを基本理念として、自立した魅力あふれる地域社会を実現することです。そのためには市民自治に関する基本的な事項を定めることにより市民、市議会、市の責務や役割等を明らかにし、市民、市議会及び市が共通の認識と方向性を持ち、その実現を図ろうとするものです。

(最高規範性)

第2条 この条例は、須崎市の最高規範であり、市民、市議会及び市は、誠実にこれを遵守します。

2 市議会及び市は、この条例の理念にのっとり、市政運営並びに市の定める計画や施策の実現のための制度構築に努めるとともに、条例及び規則等の整備を図ります。

■本条は、この条例が須崎市の最高規範であることを定めています。

【解説】

第1項◆市民が主役である市民自治を確立するため、この条例を須崎市の市民自治及び市政に関する最高規範とし、市民全体が共通の認識のもと遵守することを定めています。

第2項◆第1項の定めに基づき、市議会及び市は、市政運営並びに市の定める計画や施策の実現のための制度構築に努め、この条例の趣旨を尊重し、個別条例等との体系化を図り、条例及び規則等の整備を行うものとしています。

(定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する者、市内で働く者、学ぶ者、市内で事業を営む企業及び活動する団体のことをいいます。
- (2) 市 市長及びその他の執行機関のことをいいます。
- (3) 協働 市民、市議会及び市が相互に補完し合い、協力することをいいます。
- (4) コミュニティ 地域をよりよくすることを目的に形成されたつながり、組織又は集団のことをいいます。

■本条は、この条例でよく使われる用語の意義を定めています。

【解説】

第1号◆「市民」について定めています。

自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動

団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています（外国籍の市民も含まれます）。

第2号◆「市」について定めています。

市長及びその他執行機関のことをいい、その他の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員会を指します。これら市の執行機関に属する職員も含まれます。「議会」については、住民の直接選挙により選ばれた議員によって組織された合議制の議事機関であることから、「市」には含めません。また、市民にとっての協働の対象である市長及びその他執行機関のことを「市」と定義することとし、「市民」は「市」に含めません。

第3号◆「協働」について定めています。

この条例の目的を達成するため、市民、市議会及び市がそれぞれの役割や責任を担い、3者が対等な立場で連携・協力・補完し合って行動することをいいます。

第4号◆「コミュニティ」について定めています。

地域の維持、発展を目的として組織された自治会や町内会などの地縁団体やNPO、ボランティア団体などとともに、PTA、愛護班、老人会、婦人会、消防団、サークル団体、民生委員などの各種委員等、地域の環境美化や人材育成、地域防災・防犯等に取り組む多様な団体を含みます。また、地域の企業組織なども広く含めています。

（めざすべきまちの姿）

第4条 市民、市議会及び市は、次の各号に掲げるまちを実現するよう努めます。

- （1）互いに尊重し、協働によってともに創るまち
- （2）まちづくり及び市政に参画できるまち
- （3）まちの文化に誇りを持ち、活力にあふれるまち
- （4）助け合い、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまち
- （5）自然を大切にし、環境保護に取り組むまち

■本条は、「協働によるまちづくり」によって実現すべき地域社会を、「めざすべきまちの姿」として定めています。

【解説】

第1号◆3者はそれぞれの立場にあって、まちづくりや自治の推進に対するかかわり方も度合いも異なりますが、お互いに尊重し合い、協力してともにつくるまちをめざすことを定めています。

第2号◆まちづくりや自治の推進に関して市が企画、立案、実施するという従来の行政主導による手法を改め、まちづくりや自治の推進に関していろいろな過程において、いろいろな方法で市民が主体的に参画できるまちをめざすことを定めています。

第3号◆まちの文化に誇りを持ち、その文化を守り発展させながら次代へ継承していくとともに、個性豊かで須崎市らしい活気のあるまちをめざすことを定めています。

第4号◆地域でお互い助け合い、子育てしやすい環境づくりや子どもや高齢者の居場所づくりなど、子どもから高齢者までが安心して暮らせるまちをめざすことを定めています。

第5号◆水と緑に恵まれた太陽の光降り注ぐ美しい自然を守り、今日深刻な問題となっている大気汚染や地球温暖化など様々な環境問題を市民全体の共通した問題として認識し、自主的改善に取り組むまちをめざすことを定めています。

第2章 市民

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利
- (2) 市が行う政策の策定、実施、評価等に参画する権利
- (3) 市政に関する情報を知る権利
- (4) 行政サービスを等しく受ける権利

■本条は、市民の権利を定めています。

【解説】

第1号◆市民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を含めて定めています。

第2号◆参政権、条例の制定改廃請求権、監査請求権、議会の解散や長の解職請求権などの法定権利だけでなく、市政への主体的な参画により市民自治を推進するため、より具体的な行政への参加を保障している住民投票制度に基づく請求権や投票権等をはじめ、市が行う政策の策定、実施、評価等への参画は市民の権利であることを定めています。これは権利であるため、市政への参画は自主性を尊重するもので、参画すること又はしないことにより不利益な扱いを受けるものではありません。

第3号◆前号と同様に、市民自治の推進という観点から大変重要な権利です。情報の入手、情報の共有なくして、市民の参画もあり得ないとの考えから権利として定めています。

第4号◆地方自治法第10条で保障されている『住民の権利』を含め、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に定めています。しかしながら、この規定により、すべての市民がすべてのサービスを等しく受けられるというものではありません。例えば住民のみが受けることができるサービスなどもあり、受給できる対象者はサービスごとに条例や規則などで定められることとなります。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の担い手として、互いに尊重し、協力し合います。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、市政運営に係る負担を分担します。

■本条は、市民の責務を定めています。

【解説】

第5条の権利の規定と対になる責務の規定です。法的な『義務』として強制するものではなく、主体的に果たす『責務』として定めています。

第1項◆市民が自治の担い手であるという自覚を持ち、お互いが人権を尊重し、協力し合うことによって、自治の推進に努める責務を有することを定めています。

第2項◆自治の推進のためには、自己決定・自己責任の考え方が基本です。市政への参画に当たっては、当然自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

第3項◆市民は行政サービスを受ける権利を有する一方、市政運営に伴う経済的負担や役務の提供について、それぞれの立場や能力に応じた負担を分かち合うことを定めています。

(事業者の責務)

第7条 事業を営むものは、地域の環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに資する責務を有します。

■本条は、事業者の責務を定めています。

【解説】

第1項◆事業者の地域振興に貢献する社会的責任を定めたものです。事業者は、市民の雇用機会を創出することで地域社会に貢献していますが、市民の一員であることを自覚し、市民としての責務を担い、地域の環境保全活動やまちづくりに取り組むことを定めています。

(子ども)

第8条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢に応じたまちづくりに参画することができます。

2 市民、市議会及び市は、次の時代を担う子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有します。

■本条は、次代の担い手である「子ども」大切にし、健全育成することを定めています。

【解説】

第1項◆須崎市の未来を担う者としてそれぞれの年齢に応じたまちづくりに参画することは、人づくり、まちづくりにとって須崎市の貴重な財産となることから、子どもたちの参画の権利を保障することを定めています。

第2項◆子どもを取り巻く環境の悪化が指摘される中で、子どもは家庭や学校だけでなく、地域全体で守り、育まれるべきであります。子どもは地域の宝、人類の宝であります。その宝である子どもたちが安全、安心で健やかに育つための環境づくりは、市民全体の責務として位置付けることを定めています。

具体的な取り組みには、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を担い、協力、連携することが必要であり、それぞれがしっかりと役割を果たして、はじめて市民全体での取り組みが十分機能すると言えます。とりわけ、人格の基礎が形成される時期における、「親子のつながり」や「親の責任」はもっとも重要視される事項であり、家庭における環境醸成は不可欠であります。

(学ぶ機会)

第9条 市民は、生涯にわたり学習をする権利を有し、市は、その機会を設けるよう努めます。

■本条は、市民の学ぶ権利に対する、市の役割を定めています。

【解説】

第1項◆市は、市施設の一般市民への開放や、既存の生涯学習の機会だけでなく、市の施策や重要課題の個別説明会等も含め、あらゆる学習の機会を設けるよう努めることを定めています。

(男女共同参画)

第10条 男女は、お互いを認め合い、尊重します。

2 市民、市議会及び市は、男女が協力してまちづくりに参画する体制をつくります。

■本条は、男女共同参画について定めています。

【解説】

第1項◆男女で構成されている社会の均衡が保たれ、地域社会が発展していくためには、男女の対等な参画が必要です。そのためにお互いを認め合いその人権を尊重し合うことを定めています。

第2項◆第1項を前提として、男女が協力し共に責任を担い、その個性と能力を十分に発揮し、まちづくりに参画できるよう体制づくりに努めることを定めています。

第2節 コミュニティ等

(コミュニティ)

第11条 市民は、地域におけるコミュニティの重要性を認識し、コミュニティ及びその活動に自ら積極的に参加するよう努めます。

2 市は、地域におけるコミュニティの連携拠点として公民館を位置付け、機能と施設の充実、整備を進めます。さらに、地域の集会所等の機能充実に努めます。

3 市は、地域におけるコミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、充実のための協力、支援に努めます。

■本条は、地域におけるコミュニティの基本的な考え方を定めています。

【解説】

第1項◆地域社会の豊かさを追求し、市民自治を確立させるため、地域におけるコミュニティは欠くことのできない存在です。そのコミュニティを組織するのが市民であることから、市民は、地域コミュニティが自治の担い手であることを十分認識し、守り育てていくため、コミュニティ及びその活動への積極的な参加に努めることを定めています。

第2項◆地域をより良くし、課題を解決するためのコミュニティ活動の連携拠点を公民館と位置付け、機能と施設の充実、整備を進めることを定めています。

併せて、各地域の集会所等も地域のコミュニティの拠点として、機能の充実に努めることを定めています。

第3項◆自治の担い手である地域コミュニティの自主性、自立性を尊重しながら、コミュニティ間の連携等を含めその活動に対し様々な支援を行い、コミュニティの充実のため努めることを定めています。

(地域福祉の向上)

第12条 市民は、地域における様々な課題の解決を図るため、ともに考え行動するとともに、公的福祉サービスと連携し、地域の福祉を高めるように努めます。

2 市は、市民が地域社会において安心して暮らせるまちづくりの実現のため、地域課題の解決や要望に沿った環境条件の整備に努めます。

■本条は、地域福祉向上の重要性について定めています。

【解説】

「子どもから高齢者まで安心して暮らせるまち」をめざし、ここでは、特に「社会的支援を必要とする市民」に対する地域福祉の重要性とその向上のための努力義務について定めています。

第1項◆地域に住むすべての人が、同じ地域に暮らす仲間として地域の様々な生活上の問題に向け、その課題や解決策をみんなと一緒に考え、福祉行政の枠を超えて課題を解決することに努めることを定めています。

第2項◆市民が地域社会において安心して暮らせるまちづくりの実現のために、市が地域の課題や要望を的確に把握し、地域の現状に応じて環境整備を行い、地域福祉の向上に努めることを定めています。

第3章 市議会

(市議会の責務及び役割)

- 第13条 市議会は、この条例の理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進する責務を有します。
- 2 市議会は、市の重要な意思決定の役割を担い、適正に市政が運営されるよう監視を行うとともに市民の多様な意見を反映させるものとします。
- 3 市議会は、議会活動について市民への情報提供を図り、開かれた議会運営を行うものとします。

■本条は、市議会の役割や責務について定めています。

【解説】

『地域のことは、地域で考え、地域で決める』という、自主・自立の自治体運営が望まれるほど、自治体の意思決定機関である市議会の果たす役割はますます重要になります。

第1項◆市議会は、前文に定められている自治の基本理念にのっとり、地方自治法等により与えられた権限を行使し、自治を推進する責務を有することを定めています。

第2項◆「市の重要な意思決定」と「市の事務等の適正な運営の監視」、「市民ニーズの把握と意見反映」が市議会の重要な責務であることを定めています。

第3項◆開かれた議会運営、説明責任、応答責任は、市民の権利として定めた『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が市政に参画する上での前提条件となるものから、市議会の責務として定めています。

(市議会議員の責務)

- 第14条 市議会議員は、この条例の理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行するものとします。
- 2 市議会議員は、市民に対し議会活動に関する情報や、市政の状況及び自らの活動についての説明責任を果たし、市政の調査や政策提案等を積極的に行うように努めるものとします。
- 3 市議会議員は、市民の信任によるその立場の重みを忘れず、自己の見識を高める努力を行い、議員活動に努めるものとします。

■本条は、市議会議員の責務について定めています。

【解説】

第1項◆市議会において、市議会議員がその職責に応じた職務を誠実に遂行するよう努めることを定めています。

第2項◆市議会議員は、地域が抱えている課題や市民の意見を広く把握するとともに、市全体の観点から公平・公正で的確な判断を行うことにより、市民の意見を反映させるように努めることを定めています。

第3項◆市議会議員は、市民からの負託に応えるため、自己の見識を高めつつ議員活動に努めることを定めています。

第4章 市

(市長の責務)

第15条 市長は、この条例の理念にのっとり市政を運営し、市民の福祉の向上と自治の推進を図ります。

2 市長は、自らの判断と責任において市長の権限に属する事務等を公正かつ誠実に執行するとともに、より効率的で効果的な市政運営に努めます。

3 市長は、市民の意向を適正に判断し、地域の課題に対処したまちづくりに努めます。

4 市長は、毎年、施政方針を明らかにするとともに、情報公開を積極的に行い、透明性の高い市政運営に努めます。

■本条は、市長の責務について定めています。

【解説】

市長についても市議会と同様に、その権限について地方自治法に規定されています。本条例の理念に基づき市政を運営する代表者として、その権限と責務について定めています。

第1項◆地方分権改革により、機関委任事務が廃止されるなど、文字通り国と自治体の関係は上下主従から対等・協力となりました。自治体の代表者であり、大きな権限が与えられている市長は、この条例の理念に基づいて市政を運営し、自治を推進することを定めています。

第2項◆これからの自治体は、地域経営体と捉えることが重要です。自治体の代表者である市長は、この経営という基本的な考え方を踏まえ、常に効率的な行政運営に努めることを定めています。

第3項◆市民自治を推進するうえで、市民の意向を適正に判断し、地域の課題に対処したまちづくりに努めることを定めています。

第4項◆市政の透明性の確保、説明責任、応答責任は、市民の権利として定めた『市政参画』の前提条件であり、市長の責務として定めています。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、法令及び条例等を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければなりません。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

■本条は、市職員の責務について定めています。

【解説】

第1項◆市長の補助機関である市職員は、当然のこととして法令及び条例等を遵守し、市民のために職務を遂行することを定めています。

第2項◆職務遂行に当たっては、自ら知識や技能の向上に努めることを定めています。また、地域活動にも積極的に参加するなかで、自治を推進するコーディネーター、市民活動のサポーターとしての役割を果たすことが求められます。

第5章 市政運営

(総合計画)

第17条 市は、この条例の理念に基づき、まちづくりにおいて最も基本となる「総合計画」を策定し、計画的かつ適正な行政運営を行います。

■本条は、総合計画について定めています。

【解説】

第1項◆地方自治体が定める計画の中で最上位の計画である総合計画も、当然のこととして、市の最高規範である本条例で定めている基本理念に基づき策定されなければなりません。「総合計画」は、政策の優先順位や統合性、効率性、計画性を高め、行政の公平性を確保するために、市が策定する市政運営の方向を示す全体計画のことをいい、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想と、各行政分野における施策を総合的かつ体系的に示す基本計画及び毎年度の予算編成や事業実施の指針となる実施計画で構成されています。

(運営の原則)

第18条 市は、行政サービスの向上のため、政策の形成等においては、あらゆる施策が密接に連携することを十分認識し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。

2 市は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行います。

■本条は、市政運営の原則を定めています。

【解説】

第1項◆これからの自治体は、地域経営体としてその経営能力が強く求められています。そのためには、これまでの縦割り行政的な個別の施策ではなく、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを定めています。

第2項◆市民の『市政へ参画する権利』を保障するうえでの前提条件として、『公正で透明性の高い開かれた行政運営』を行うことを定めています。

(健全な財政運営)

第19条 市は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、持続可能で健全な財政運営を行います。

■本条は、健全な財政運営について定めています。

【解説】

第1項◆財政運営の健全性と透明性について定めています。健全な財政運営を行うには、中長期的な財政計画の策定と、財源の効率的な活用が必要不可欠です。自治体経営という観点からも、持続可能な健全財政を確保し、最小の経費で最大の効果を挙げ、財政の健全性を確保することを定めています。

(財政状況等の公表)

第20条 市は、財政状況及び財産の保有状況等を市民に公表し、財政状況の透明性を確保するものとします。

■本条は、財政状況等の公表について定めています。

【解説】

第1項◆財政状況等を市民に対して明らかにすることは、開かれた行政運営、その透明性の確保について定めています。これからは市民の側にも、市の財政状況等をしっかり理解する姿勢が必要です。

(行政評価等)

第21条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価等を実施し、その結果を市政運営に反映するよう努めます。

■本条は、行政評価等について定めています。

【解説】

第1項◆市は、効率的で効果的な市政運営を行うため、行政評価等を実施し、その結果を市政運営に反映するよう努めることを定めています。市が、計画(Plan)を実行(Do)し、検証(Check)を行い、検証結果に基づき改善(Action)を図る、という工程(PDCAサイクル)を継続的に繰り返し実施することで、より一層の質的改善の推進が求められています。

(説明責任)

第22条 市は、市政運営及び政策策定等に関する事項について、情報の提供に努め、市民に説明しなければなりません。

2 市は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければなりません。

■本条は、市政運営に関する説明責任について定めています。

【解説】

第1項◆説明責任は、市民の『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『市政へ参画する権利』を行使する上での前提条件となるもので、市にその説明責任が属することを定めています。

第2項◆市は、前項の説明責任に基づき、市民からの意見、要望、提案等に対して速やかに応答することを定めています。

(情報の公開及び共有)

第23条 市は、市政に関する情報を自主的かつ積極的に公開するものとします。

2 市民、市議会及び市は、市政に関する情報の共有に努めます。

3 市民は、市政に関する情報について開示を請求することができます。

4 市は、開示請求に対し、正当な理由がない限り、これを拒むことができないものとします。

■本条は、情報の公開及び共有について定めています。

【解説】

情報公開は、前条の説明責任と同様、市民が『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『市政に参画する権利』を行使する上での前提条件となるものです。また、市政運営の透明性の確保を図るためにも、大変重要な規定です。

第1項◆市は、条例に基づく公開や情報提供を自主的かつ積極的に行うことを定めています。

第2項◆まちづくりや自治を推進するため、三者は互いに信頼関係を構築し情報の共有に努めることを定めています。

第3項◆市民が市政に関する情報について開示請求できることを定めています。

第4項◆市は、市民からの開示請求に対して、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めています。

(個人情報保護)

第24条 市は、その保有する個人情報に関しては厳重に管理を行い、個人情報を取り扱うものに対し、個人情報保護のために必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、その保有する個人情報に関しては、原則として本人以外に開示しません。

■本条は、個人情報の保護について定めています。

【解説】

第1項◆市が保有する個人情報について、取扱いに係る基本的事項とその考え方を定めています。市は、個人情報の管理体制について、外部からの侵入防御策と内部からの流出防止対策を確実に実行し、関係機関や職員等に安全管理に関する教育を徹底します。

第2項◆市は、個人情報は原則として本人以外には開示しないことで、個人情報の保護体制を徹底します。

(苦情等に対する救済)

第25条 市は、市政に関する苦情や不服について、迅速にその処理及び救済を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

■本条は、市政に関する苦情等に対する救済について定めています。

【解説】

第1項◆市は、市政に関する苦情や不服について、迅速にその処理及び救済を図り、市民の権利や利益の保護に努める必要があります。本条では、行政による、過誤や怠慢、不正・不公平などによる市民の権利や利益が不当に脅かされた場合に、行政に対する市民の苦情等を迅速に処理するため、公正・中立な立場で行政から独立し、市民の救済や行政監視と改善の提言を行い、市民の権利及び利益を保護することを定めています。

第6章 市政への参画

(参画の権利)

第26条 市民は、総合計画及びその他のまちづくり諸計画の策定、実施及び評価等の各段階に参画する権利を有します。

2 市は、参画する権利を保障するため、審議会等への市民委員の公募、内容の公開、及び公聴会の実施等を行います。

■本条は、市政への参画の権利について定めています。

【解説】

第1項◆総合計画等の策定など、市政運営の基本となる重要な政策を決定する場合や事業の実施、評価において、市民が参画できる権利があることを定めています。

第2項◆市民の参画する権利を保障するための参画対象を以下に掲げます。

- ①総合計画をはじめ、市民生活並びに市政に関して重要な計画の策定に設置する審議会、協議会、委員会（審議会等と称する）への市民委員公募の実施
- ②審議会等の概要、策定並びに決定過程の公表並びに公開、公聴会の実施
- ③実施した事業、政策について評価機関への市民委員公募の実施

(住民投票制度)

第27条 市民、市議会議員及び市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を市政に反映するため、住民投票を請求または発議することができます。

2 住民投票の結果は、最大限に尊重するものとします。

3 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

■本条は、住民投票制度について定めています。

【解説】

住民投票制度は、各地で国や県そして市町村による施策の実施にあたり、住民生活の変化や住民生活に及ぼす影響を考慮して実施されています。住民投票制度は、現行の地方自治制度を補完するものとして位置付けるもので、自治の本来の目的においては、直接民主主義、間接民主主義、どちらが正しい選択というものではありません。双方が互いに制度の不備を補完しながら、その時々々の社会情勢に応じて住民意志をよりの確に反映することが重要なのであり、制度の柔軟な運用が必要です。

第1項◆市政に関する重要な事項について、市民、市議会議員には住民投票の請求権が、市長にはその発議権があることを定めています。

第2項◆住民投票は、住民の意思を最大限市政に反映するための制度であることから、その結果は最大限に尊重されることを定めています。

第3項◆住民投票は、事案によりその内容が多様であることが想定されるため、投票結果をより有効に機能させるためにも、個別事案が発生した時点で投票条例を制定することとしています。住民投票に参加できる者の資格に関しては、事案に応じて、将来を担う若者（未成年者）の投票参加についても検討することとします。

第7章 災害対策

(災害対策)

第28条 市は、台風災害や南海地震津波等に対する災害対策に積極的に取り組み、市民の生命を守ることを第一に、災害に強いまちづくりを推進します。

2 市民は、自分たちの生命は自分たちで守ることを基本に、ともに協力して、地域ぐるみで防災体制の整備に取り組みます。

3 市は、市民が地域ぐるみで行う防災訓練や避難計画の作成等の災害対策に対し、必要な支援を行います。

■本条は、災害対策について定めています。

【解説】

台風災害や地震津波など、過去にさまざまな自然災害に見舞われてきた須崎市の歴史的経過を踏まえ、須崎市の災害に対する備えについて定めています。また、災害時においては、地域や近所で互いに助け合う「共助」が果たす役割が非常に重要なものとなってきます。そうした意味でも、町内会などの地域コミュニティが災害時に果たす役割は大きなものであるという認識に立って、災害時における対策についても定めています。

第1項◆災害時における取り組みの最重要課題として「人命を守ること」を掲げています。この目的を果たすための手段として、自主防災組織の設立や地域ぐるみで避難訓練などの災害対策に取り組むことで、いつ発生するか分からない災害に備え、災害に強いまちづくりを目指すことを定めています。

第2項◆いつ発生するか分からない災害時には、自分たちの生命は自分たちで守ることと隣近所や地域で互いに協力し合うことが必要不可欠です。そのためにも、日ごろから各家庭や地域で防災体制を整えておくことが重要となることから、その取り組みを行うことを定めています。

第3項◆市として、地域ぐるみで行う防災訓練や避難訓練、避難計画作成等に対して必要に応じた支援（物資、資金、人的、指導、助言等）や自主防災組織等の育成を行い、防災に強いまちづくりを進めることを定めています。

第8章 環 境

(環境保全)

第29条 市は、本市の美しい自然を守り、次の世代に良好な状態で引き継いでいくことができるよう、本市の環境保全のための施策を積極的に実施します。

2 市民は、日常生活において環境に深く配慮し、環境の保全に必要な措置を自ら講ずるとともに、市の実施する施策にも積極的に協力するよう努めます。

■本条は、環境保全について定めています。

【解説】

第1項◆須崎市は、前文にも掲げたとおり、黒潮流れる太平洋、緑豊かな蟠蛇ヶ森に抱かれ、風光明媚な浦ノ内湾や須崎湾を始めとする天然の良港を備え、清流新莊川ほか幾多の清流が流れる、素晴らしい自然環境に恵まれています。この素晴らしい環境を守り、次の時代に引き継いでゆくことが、今現在、須崎市に暮らす私たち自身の重要な責務であり、そのために、市としても可能な限りの環境保全のための施策を積極的に実施することを定めています。

第2項◆自然環境の保全のためには、市の行う施策だけでは不十分といえます。そのためにも市民の日常生活における自発的な環境保全への取り組みが必要不可欠です。とりわけ、幼少期からの環境教育の重要性の認識や最も身近なゴミ処理（分別、集積所等）ルール徹底等、市民の取り組み姿勢で、市の環境保全施策を後押ししながら、市全体で環境保全へ取り組むよう努めることを定めています。

(クリーンエネルギー)

第30条 市は、前条の目的を効果的に達成するための手段として、太陽光、風力、水力、バイオマス等の環境への負担が少ないクリーンエネルギーを活用したまちづくりを推進します。

2 市民は、日常生活においてクリーンエネルギーの活用に努めます。

■本条は、クリーンエネルギーの活用について定めています。

【解説】

第1項◆前条で述べた環境保全への取り組みとして、須崎市が取り組む太陽光、風力、水力、バイオマスといったクリーンエネルギーを活用したまちづくりを推進することを定めています。

第2項◆前条で述べたとおり、環境保全の取り組みには、市民の日常生活における取り組みが必要不可欠ですので、ここでも市民生活においてもクリーンエネルギーを活用するよう努めることを定めています。

第9章 その他

(条例の見直し)

第31条 社会、経済等の情勢の変化によってこの条例を改正する必要がある場合、この条例の理念を踏まえ、見直しを行います。

■本条は、この条例の見直しについて定めています。

【解説】

第1項◆この条例は、須崎市の最高規範として、時代の変化に応じ、市民、市議会及び市の協働によって育てていくものです。市長は、社会情勢に適合したのかどうか検討し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが必要であると判断したときは、市民参画や議会の議決を経て、見直しを行います。

(その他)

第32条 この条例の施行にあたって、その他の必要な事項は、別に条例等で定めます。

【解説】

第1項◆この条例の施行にあたって、必要となる個別条例・規則・制度等は、その詳細について、別に定めることとしています。